

日 教 庶 第 5 2 6 号

令和5年(2023年)11月2日

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

令和5年度第8回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第8号により、下記のとおり令和5年度第8回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和5年(2023年)11月9日(木) 午後2時

開催場所

506会議室

案件

議案

第22号 日野市郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について

協議事項

第4号 第4次日野市学校教育基本構想素案について

請願

第5-8号 都教委が4月4日入学式派遣職員に行った”説明会”での、憲法・子どもの権利条約違反の内容を猛省し、今後は完璧主義・潔癖症のような姿勢を改めるよう意見書提出を求める請願

議案第22号

日野市郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和5年11月9日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和4年4月14日に博物館法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日から施行されました。同法の引用箇所について条例改正するものです。

日野市郷土資料館条例を改正する改め文

第8条中「以下「法」という。」を削り、「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

日野市郷土資料館条例の一部を改正する条例の新旧対照表 は、改正部分を示す。

新	旧
<p>日野市郷土資料館条例</p> <p>昭和63年 6 月30日 条例第20号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 略</p> <p>(観覧料)</p> <p>第6条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第7条 略</p> <p>(資料館協議会)</p>	<p>日野市郷土資料館条例</p> <p>昭和63年 6 月30日 条例第20号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 略</p> <p>(観覧料)</p> <p>第6条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第7条 略</p> <p>(資料館協議会)</p>

協議事項第4号

第4次日野市学校教育基本構想素案について

このことについて、協議願います。

令和5年11月9日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

<子供たち自らが育ててほしい力>

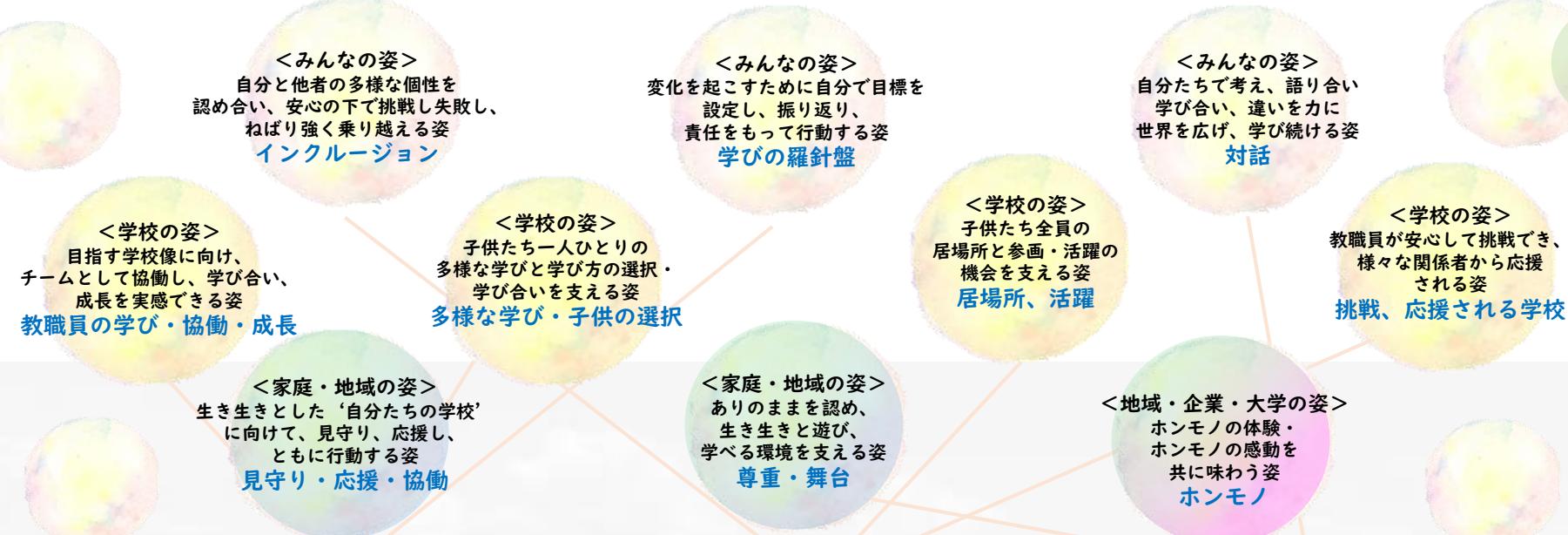
すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来をつくっていく力

持続可能性 Well-being 共生社会



子供と大人の10+の姿

子供・学校・家庭・地域からの声を凝縮した、日野市の学校教育にかかわるみんなで共有したい姿



3つの基本方針

10+の姿から導き出される、関係者みんなで共有する方針

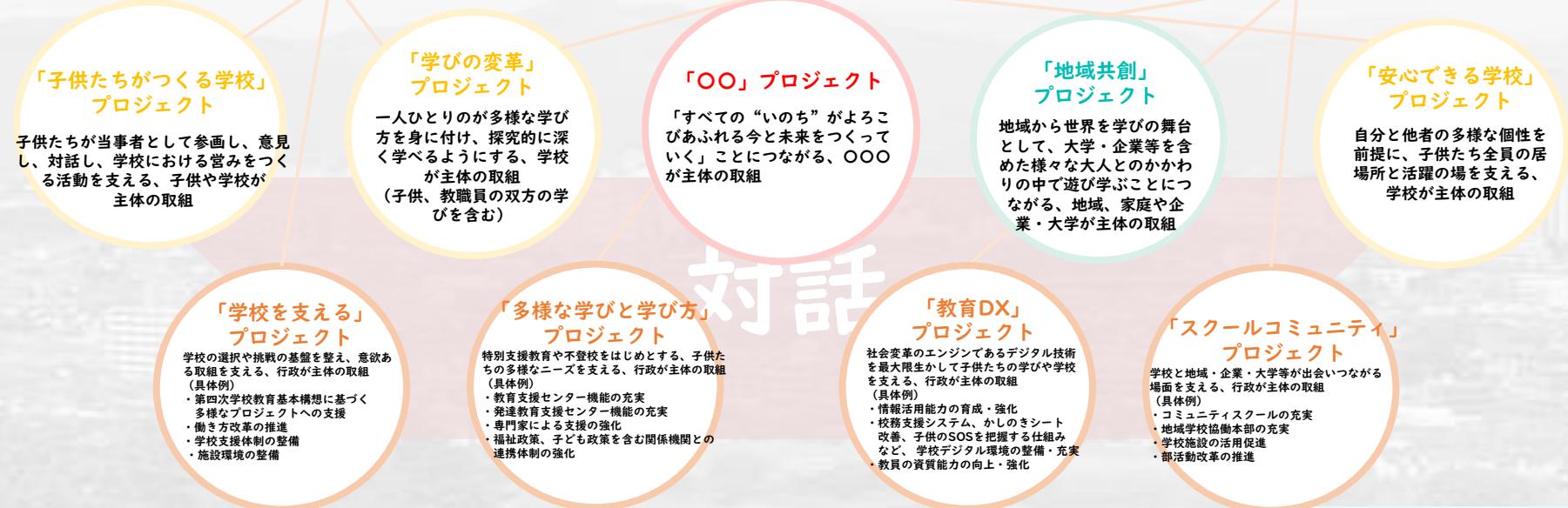
みんなが当事者として、自ら歩む道をつくる

みんなの多様な学びと多様なしあわせをつくる

社会と未来に開き、みんなで作る

8+のプロジェクト

力・姿・基本方針を踏まえた、関係者それぞれが主体となる具体的な活動



推進方策

構想を推進するための仕掛け

- <行政>**
- 下段の4つのプロジェクトすべてについて、年度ごとに、その推進のための方策を「年度重点施策」に位置付け、「教育委員会評価」で活用・改善
 - 子供・学校・家庭・地域のプロジェクトを支援

- <学校>**
- 年度ごとに、学校として重点的に取り組むプロジェクトを選択・更新又は新たに立ち上げ、「学校経営方針」のもとに具体的な方策として位置付け、「学校評価」で活用・改善 (指標例を活用)
 - 教職員による第4次学校教育基本構想に基づく取組の共有

- <家庭・地域等>**
- 学校運営協議会、地域学校協働本部、PTA、企業、大学などを主体とした多種多様なプロジェクトを「地域共創プロジェクト」として位置付け、取組を共有・発信 (任意)

行政、学校、家庭・地域の年度ごとの取組を、第4次学校教育基本構想の推進方策として一体として位置付け

構想の土台

年度ごとの実践の積み重ね

一律一斉の学びから 自分に合った多様な学びと学び方へ 自分たちで考え 語り合いながら生み出す学び合いと活動へ わくわくが広がっていく環境のデザインへ

50+回のワークショップ

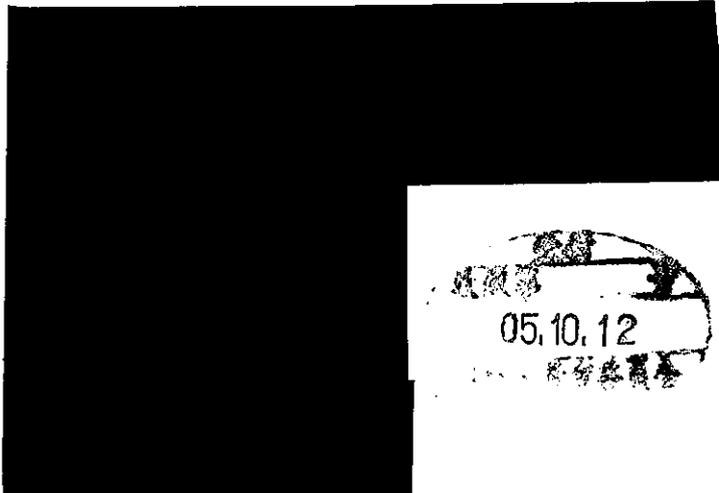
14,000+人の声



請願審査

請 願 番 号	請願第5－8号
受 付 年月日	令和5年10月12日
件 名	都教委が4月4日入学式派遣職員に行った”説明会”での、憲法・子どもの権利条約違反の内容を猛省し、今後は完璧主義・潔癖症のような姿勢を改めるよう意見書提出を求める請願
請願者 住 所 氏 名	

都教委が4月4日入学式派遣職員に行った“説明会”での、憲法・子どもの権利条約違反の内容を猛省し、今後は完璧主義・潔癖症のような姿勢を改めるよう意見書提出を求める請願



等、求める請願——

を提出したが、6月9日(金)の定例会で、不当にも不採択となった。

本会はその後、6月16日(金)に都教委に、「校門外の公道での一部保護者や元教員を含む市民のビラ配布を法的根拠なく敵視・妨害する山本進一氏の指示」に絞り、

——指導企画課が4月4日開催した、“君が代”や日の丸を絶対視し異常に尊重する“説明会”を今後開催しないよう求めると共に、全体主義的な式を派遣職員に指示した統括指導主事・山本進一氏に猛省を求める要請書——をメールで提出した。

しかし都教委は8月15日(火)、憲法を始めとする前掲の①～③に一切触れず、

——学習指導要領では、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする。」と示されています。——

と、指導要領の特別活動の領域の文言を丸写しした、僅か2行の誠実さを欠く“回答”を送信してきてだけです。

本市の小中の児童生徒の人権、とりわけ^{憲法の}「思想・良心・信教・表現の自由」を守り、広げていくため、以下の事項について、都教委に意見書を出したり、貴教委で実行して頂いたりするよう、請願します。

本請願の根拠の1つとなる、PDFで既送信の、

——東京都教育委員会が3・4月の卒業・入学式の“国旗・国歌問題”等の運営・形態を、自らの支配下に置くよう強制していた生々しい実態が、情報公開請求した市民団体・教育行政研究会の都民への開示文書で明らかになった。——

の書き出しで始まる、月刊『マスコミ市民』2023年7月号を、念のため再送信する。

なお、『マスコミ市民』57頁下段に、——“説明会”では、前記“所作”等の文書を配った上で、高校教育指導課の山本進一(しんいち)・統括指導主事が、後に詳述する“式への対応”を指示した上、「中央に国旗が掲揚されていると見立てての、計8回の国旗等への敬礼」を、“部下”の指導主事に実演させてしまった。——

とある、“部下”の指導主事とは、公民科教員出身で、主権者教育等を担当している、高校教育指導課の島田哲男・指導主事である

231012(木)提出請願 1頁

1 請願の背景、請願提出に至る経緯

入学式直前の2023年4月4日、都教委ナンバー3の藤井大輔・教育監(高校教諭出身。60歳)の名で、指導企画課が「都立学校の式に初参列する全職員」を都議会棟1階の都民ホールに集め、開催した“説明会”で、「生徒・教職員への壇上正面の国旗に向かっての“君が代”起立・斉唱強制」と、「都教委派遣職員による国旗敬礼を参列者に見せびらかすこと」とに異常なこだわりを持つ、高校教育指導課の山本進一・統括指導主事が、

① 日本国憲法第19～21条が保障する「児童生徒の思想・良心・信教・表現の自由」(子どもの権利条約にも同内容あり)

② 「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めた憲法第13条の「個人の尊厳＝国家権力の政策より個々人の人権等の尊重」

③ 教育基本法の「教育の政治的中立性」——等に違反し、ものすごく右の方(国家主義)に偏っている発言を連発しました(文書開示請求で発覚)。

都の施策は区市町村教委に影響力が大きいので、本会は2023年5月11日(木)、貴教委に——「国家権力による個々人の思想・良心・信教の自由への介入・侵害」を禁じた憲法19条～21条を、遵守した卒業・入学式を実施する

事実が、判明している。

2 請願事項

2-1 月刊『マスコミ市民』2023年7月号59頁は、

——都教委の山本進一氏は「式典中の危機管理」として「国歌斉唱時にCDが鳴らない、(略)知事のお祝いメッセージの読み上げを失念する、生徒の予定外の行動への対応などが考えられます」と発言。卒業・入学式は、「学習指導要領に位置付けられた学校行事の儀式的行事ですので、そのままにせず、教育活動の一環として、式典内で正しい方法・内容に修正したり、やり直したりすることが大切です」「学校に対しては、(副)校長・経営企画室長(注、事務長のこと)・主幹教諭等が連携して、不足(ママ。都教委が「不測」を誤記してしまった)の事態発生時に「やり直しの対応を行うよう、周知してあります」と続ける。そして「派遣者」は「必要に応じて管理職等に助言」せよ、と結んでいる。——などと暴き出した。

これに関し、本会は都教委に、

——「生徒の予定外の行動」「不測の事態」発生時に校長等に「やり直しの対応を行うよう、周知してあります」というのは、いつ・どういう場・方法(校長連絡会やTAIMSのメール等)で「周知し」たか。明らかにされたい。——

と開示請求した。

すると都教委は2023年4月4日開催の、臨時校長連絡会での、

——祝電の紹介を忘れた場合など、実施すべきことが漏れてしまった場合には、漏れたままにせず、式中に正しい方法や内容に修正したり、やり直したりすることが大切——

という内容のレジュメを、8月17日(木)に開示した。

また、本会が「現元教職員の対都教委“君が代”不起立・ピアノ不伴奏への不当処分取消し訴訟では、式進行表に『司会者が(「国歌斉唱」と発声後)『不起立の生徒』を見付けたら、マイクを使い『立ちなさい』と3回まで言え、と明記していないと、学校経営支援センターが式進行表を受け取らない、という証拠が出ている。だから、都教委が学校側に『やり直しの対応を行え』と言っているのは、“君が代”時の生徒の不起立を含むのは明

白だ」と、何回も追及した。

だが、指導企画課の担当者は、「山本進一氏らは、コロナ禍の短縮版の式から3年ぶりに元の(長い)時間帯の式に戻ったので、(祝電の紹介忘れ等、)学校側、というか大人側のミスが起こった場合だけを指し、生徒の不起立は入らないと言っている」という回答を繰り返している。

しかし、山本進一氏は4月4日の“説明会”で、「生徒の予定外の行動への対応」と明言しており、誰がどう考えても、

——山本進一氏が「(式の途中でも)やり直しの対応を行え」と指示している「生徒の予定外の行動への対応」という概念・内容が、「(祝電の紹介忘れ等、)学校側、というか大人側のミス」とは異なる生徒側の行動そのものを指す。——のは明白である。

山本進一氏ら都教委側が、「(式の途中でも)やり直しの対応を行え」と指示している「生徒の予定外の行動への対応」の概念・内容に「君が代”時の生徒の不起立を含む」と公言してしまうと、多くの生徒や保護者から「ロシアのようだ。」と批判・反発を招くし(教員の多くは処分を恐れ、言いにくいかもしれないが…)、更に、(良心的な)メディアから「全体主義・国家主義だ」と批判される可能性が高い。

だから山本進一氏ら都教委側は、「(式の途中でも)やり直しの対応を行え」と指示している「生徒の予定外の行動への対応」の概念・内容に「君が代”時の生徒の不起立を含む」と(口が裂けても)言わない、と考えられる。

そこで貴教委から都教委に、次の(1)~(3)の内容を盛った意見書を出して頂きたい(そもそも“説明会”の開催自体が税金の無駄遣い)。

また、本市の卒業・入学式で“君が代”時に不起立(又は不起立予告)の児童・生徒がいても、(別途^{POPE}メールする)京都市立小学校のように立つよう仕向けるような“説得”をせず、児童・生徒の意思を尊重するよう、市立小中に伝えてほしい。

※ 田花結希子アイリーンさんの今春の京都市立小卒業式、同市立中入学式での、勇気ある“君が代”不起立を報じた、230616朝日新聞京都版の記事は後日メールします。

↓

(1) 山本進一氏ら都教委側は、「やり直しの231012(木)提出請願2頁

対応を行え」と指示している「生徒の予定外の行動への対応」の概念・内容に“君が代”時の生徒の不起立を含めていた」と、まず素直に認める

(2) 山本進一氏ら都教委側は、(1)の事実が前記①の、憲法第19～21条が保障する「児童生徒の思想・良心・信教・表現の自由」(子どもの権利条約にも同内容あり)に違反している、と認め謝罪する

(3) 山本進一氏ら都教委側は、今後「やり直しの対応を行え」と指示する内容から、「(“君が代”時の生徒の不起立を含むことが明白な、) 生徒の予定外の行動への対応」という文言を削除する

2-2 既送信の月刊『マスコミ市民』58頁は、

——(1) 開式前① 山本氏は「学校に到着しましたら、校門周辺を観察いただき、ビラ配布等がないか、(略)ビラを配布し(しようとし)ている人が確認された場合は、管理職に伝え、ビラ配布の中止要請など、管理職がきちんと対応するように御指導・御助言下さい」などと主張。

「天皇の治世の永続(千年・八千年)を願う意」ゆえに「主権在民が大原則の憲法に違反する」と考える人が少なくない“君が代”。校門外の公道で一部保護者や市民等が、登校・出勤する生徒・教職員、その後来校してくる保護者・来賓に、“君が代”強制反対のビラをまくのは、憲法第19～21条が保障する「思想・良心・信教・表現の自由」に基づく正当な行動だ。しかし山本氏ら都教委は、法的根拠なく敵視・妨害する主張をしており、憲法違反かつ違法だ(予備校や学習塾、奨学金等のビラまきは敵視・妨害する主張をしておらず、ビラの内容による差別意識鮮明)。都教委は口先では多様性やグローバルを言いつつ、本音は国家主義・画一化志向なのだ。

ところでコロナ禍前、少なからぬ都立高校等の校門外の公道で、保護者や元教職員ら市民が、「生徒に配るな」と言いに来た(副)校長らの妨害行為に屈せず、「卒業(入学)おめでとう」などと言いながらのビラまきを貫徹している。なお都民の問い合わせに、指導企画課の担当者は「今年はビラ配布中止を求めた学校はない」と回答した。——
などと暴き出した。

本会は指導企画課の担当者に、「道路交通

法は「著しく交通の妨げになる場合」を除き、(校門外の)公道でのビラまきの警察への届け出等を必要としていない」「著しく交通の妨げになるのではないビラまきで、もし内容が塾や奨学金等は良いけど、“君が代”強制反対はダメというなら、都教委や校長は憲法第19～21条違反になる。判例もある」と、再三指摘した。

すると指導企画課の担当者は「著しく交通の妨げにならないなら、ビラの内容が“君が代”強制反対であろうと、塾や奨学金等であろうと、中止要請はしない」と回答した。

そこで貴教委から都教委に、『マスコミ市民』58頁にある通り、「著しく交通の妨げになるのではないビラまきに、目くじらを立てることなく、むしろ管理職が“君が代”強制反対のビラに書いてある内容を、謙虚にかつしっかりと受け止める(できれば生徒や教員に、その内容を伝える)べきだ」という趣旨の意見書を出して頂きたい。また、本市の卒業・入学式で(校門外の)公道での“君が代”問題のビラまきがあったら、温かい気持ちで見守るよう、市立小中に伝えてほしい。

2-3 山本進一氏ら都教委側が派遣職員に強制している計8回もの「礼」の内、「(生徒に尻を向け)国旗に(正対し)敬礼しろ」という姿勢は、式の主人公である生徒に失礼なので、絶対にやめるよう、貴教委から都教委に意見書を出して頂きたい。

また、本市立小中の卒業・入学式で、(大坪冬彦氏の名の挨拶文読み上げに来る)市教委派遣職員や校長ら公務員は、「式の主人公である児童・生徒に尻を向け、ある意味、布切れ(前川喜平さんの、板橋区での保護者・現元教職員ら主催の集会での言葉)に過ぎない国旗に(正対し)敬礼するという、失礼な仕草」は絶対にしないよう、周知頂きたい。

2-4 関連し、2024年1月8日(月)の「二十歳(はたち)の集い」(旧成人式)では、国立市・新宿区・品川区・千葉県浦安市のように“君が代”は一切なしとし、国旗は三脚掲揚とするよう求める。また堀川拓郎さんには、2023年1月9日(月)の時のような、「(新成人に尻を向け)国旗に(正対し)“君が代”を斉唱、又は清聴する」という、式の主人公の新成人に対し失礼な仕草はしないよう、強く求める。

231012(木)提出請願3頁(了)